## この議会に向けて=

「野党」らしさ?を競った総選挙 埼玉県和光市議会議員 客員研究員

現下の国際情勢を反映していたとも指摘できるのではな 点の一つ「憲法の見直し」について、見直しの勢力が議 党の中での勢力図には、変化が生じました。しかし、争 席の相当数を占める結果となりました。わが国をめぐる 力に変動はみられずにおわりました。結果としては、 突然の衆議院解散、総選挙は、実質的には与野党の勢

待しています。 わが国の諸懸案について、国会における十分な論議を期 何にしても、「賛成か反対か」の単一選択肢ではなく、

र्वु

いかと考えます。

▼「電子頭脳」の時代

現場では、学校事務、教材研究、年間指導計画作成など においてパソコンが活用されてきていると思います。 る自治体も多いかと思います。さらには、すでに、学校 ラミング学習、など、すでにICT教育に取り組んでい パソコン教育、タブレット・電子黒板の導入、プログ いよいよ学習指導要領が改訂され、情報活用教育が本

格的に始まっていきます。学習指導要領の改定ポイント

た学習活動の充実 (各教科等)」、「コンピュータでの文字 では、「情報活用能力」として「コンピュータ等を活用し

> 各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))」が 入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、 29年度小・中学校新教育課程説明会(中央説明会)にお 示されています。 【参照】『新学習指導要領(平成29年3月公示)』、『平成

満

に速く進歩しています。 ました。情報技術は、日進月歩などというよりもはるか (Artificial Intelligence)」と呼ばれるようになってき かつては、「電子頭脳」という言葉から、現在は「A-

ける文部科学省説明資料』等(文科省webより)

に身につけ駆使していくかを学ぶことも大切だと考えま 職が創られてきたように、情報、科学技術の進展を如何 されています。しかし、従来からも職が消えても新たな 今後は、Aーにより職業の一部が無くなるとの指摘が

うことが必要ではないかと考えます。 器の導入におけるハード・ソフトの調査などを十分に行 習指導要領に則るとともに、先行導入自治体の状況、機 学校教育においての情報教育を行うに当たっては、学

\* 「情報教育」 ITC・プログラミング

ます。また、従来からのパソコン学習、電子黒板の活用 会が一TC教育についてどのように考えているのか、② なっているのかなど、確認しておくことが大切だと考え 目指すべき目標はどこにおくのか、③財源はどのように 一TC教育の推進に当たっては、①自治体、教育委員

しておくことが挙げられます。 状況、学習への効果、教職員の取組での実情なども確認

さらに具体的に検討された実情から敷衍すると、①学実情把握や検討しておくことも挙げられると考えます。学習困難など特別支援教育でのITC教育についても、

校現場、教職員の意識やITC教育への理解、②各学校

の導入を行うと、簡単に取り換えるというわけにはいき状況に応じての検討が必要になると考えます。一度機器リティー対応、④各教科での活用内容など、各自治体の境)、機器の内容(利用環境・OS・アプリ)、③セキュへの情報端末機器配備など(タブレット・無線LAN環への情報端末機器配備など(タブレット・無線LAN環

ません。

との指摘もあります。
の指摘があります。著作権との係わりが出る場合があるの家族(保護者)への理解を求めることを行っているとからみると、タブレットを持ち帰っての学習に当たってからみると、タブレットを活用しての学習を行っている事例また、タブレットを活用しての学習を行っている事例

げていくことが、-TC教育にも求められます。 課題を視つけること」といった能力を高めることにつなを理解すること・応答すること・解答を引き出すこと・考能力を高めること、すなわち、「聴くこと・聞いたことということではなく、コミュケーション能力・論理的思そして、重要なことは、ディスプレイをみて事足れり

児童生徒同士でのコミュケーションの能力の向上に意をプログラミング学習をすでに導入しているところでは、

注いでいるとしています。

月株式会社富士通総研)』

「参照」大阪市教育委員会web、『教育分野における先進とって学ぶ目的や意欲の向上につながることが肝要です。とって学ぶ目的や意欲の向上につながることが肝要です。とって学ぶ目のできなの向上につながることが肝要です。のなど、そして、センター試験の見直しなど、教育をめ今後、1TC教育、プログラミング学習、英語の教科

## ◆肖貴脱の動向

に皆えます。 ることは、一般会計への影響も把握することにつながる **域化**が重なることから、特別会計の動向について注視す 平成30年度は、**診療報酬、介護報酬の改定、国保の広** 

(『2017年11月』発行より)